

	要 望 事 項	回 答	所 管
共 通	(1) 原発からの撤退という国レベルのエネルギー政策の転換を求め、地域の特色を生かした自然エネルギーの爆発的な普及を促進させ、地域の雇用を増やしていくよう努めること。	今後のエネルギー政策については、現在、国の「エネルギー・環境会議」において議論されているところであり、その推移を見守りたい。自然エネルギーの普及促進については、平成21年度から住宅用太陽光発電システム導入推進事業において実施しており、設置件数も年々増加し、地方経済の活性化にも寄与していることから、今後も引き続き実施する予定であり、自然エネルギーの普及促進につなげていきたい。	環境政策課
	(2) 被災地復興、日本経済の再建に逆行する消費税増税、福祉目的税化に反対すること。	今後の消費税の在り方については、税体系全般の中で、国会において議論されるべき問題であると考えている。	財政課
	(3) 美しく豊かな中海を取り戻すために、以下の点について国・県に要望し、水質改善を図りながら中海漁業の振興を図ること。 ①中海・本庄工区の森山・大海崎両堤防の開削を国の責任で実施し、潮の流れを取り戻すこと。	平成21年12月19日の鳥取・島根両県で締結された協定書において、両県は、国土交通省とともに水質モニタリングを継続的に実施し、新たな水質改善策を講じる必要があると判断された場合には、適切な対策を協議検討することとなっていることから、本市としては、モニタリング結果に基づき、中海会議において必要な意見を述べていきたい。	環境政策課
	②干拓によるくぼ地の埋め戻しを国の責任でおこなうよう要請すること。	中海の水質改善策として、国等に対し、今後、埋め戻しを含め、更なる水質浄化対策事業の促進を要望していきたい。	環境政策課
	③中海周辺住民や漁民の声を聞きながら、計画的に浅場の造成をすること。	第5期中海に係る湖沼水質保全計画(平成21年度～25年度)の中で、中海の水質改善策として、国において沿岸域等への覆砂による底質改善、浅場、藻場の造成による湖岸域の環境改善策の実施が盛り込まれており、引き続き、浅場造成事業のさらなる促進について要望していきたい。	環境政策課
	④中海沿岸圏域の農業被害や浸水被害などについて住民や農民、研究者から聞き取り調査を実施すること。	彦名・崎津地区の排水不良対策に向け、国・県の関係機関と具体的な改善方法の検討を行っている。 引き続き、地元関係者等と協議を行いたい。	農林課

	要 望 事 項	回 答	所 管
共 通	(3) ⑤弓ヶ浜半島沿岸に洪水の危険をもたらし、無駄な大型公共事業である大橋川拡幅事業は見直しを求めること。	大橋川改修事業については、平成21年12月に「中海及び沿岸域の水に関する諸問題を検討する協議会」の設置及び定期開催を含む4項目の意見を付して同意したところである。 本市が付した意見について着実に履行されていることから大橋川改修事業の見直しを求める考えはない。	建設企画課
	(4) 合併協定項目でうたわれた淀江支所の機能を堅持し、住民サービスを後退させないこと。また、施設の有効利用を図ること。	淀江支所については、支所の在り方の見直しの中で、現行の窓口サービス等の維持を図ることとしている。施設の有効利用については、基本的には事務所等として検討を進めたい。	行政経営課・ 地域生活課
	(5) 市民生活の実態を無視した税・料の苛酷なとりたてではおこなわないこと。	負担の公平性を図るため、納付相談や財産調査などにより実態を把握し、負担能力があるにもかかわらず納付されない方に対しては、法令に基づき適正に対応していきたいと考えている。	収税課・保険 年金課
総 務	(1) 男女が等しく働きやすい職場づくりのために  ①女性職員の能力と特性を生かす人事配置、登用を積極的におこなうこと。また、過剰な残業時間とならないようにするなど、女性職員が働きやすい職場環境とすること。	人事配置については、職務遂行能力及び適材適所配置を基本として、公正、公平に行っている。女性職員の登用については、一層の推進に努める。時間外勤務については、育児、介護を行う職員の制限を設けており、引き続き時間外勤務の縮減に努める。	職員課
	②男性職員の介護休暇や育児休業の積極的活用を目標を定めて推進し、地域社会の先進的役割を果たしていくこと。	男性職員の介護休暇、育児休業の取得促進について、啓発に努めたい。	職員課
	③職員の健康を守るため時間外勤務を減らすよう、残業の集中する部署への計画的増員をはかること。	恒常的に時間外勤務が多いところへの対策として、毎年、各課の業務量や新規業務、制度改正などのヒアリングを実施することにより、適正な人員配置に努めている。	職員課
	(2) 国の基準に沿って消防職員の増員をはかり、予防業務の充実など市民生活の安定に貢献できる消防・防災・救急体制の強化を国に求めること。	西部広域行政管理組合消防局へ問い合わせたところ、常備消防体制については、圏域内の都市構造、災害発生状況等を踏まえ、現在、1局・4消防署・6出張所体制とし職員配置・出動体制・応援体制の弾力的運用を図り対応しているところであり、消防行政については、高度化、多種多様化しているところから、これら課題に対し、職員の教育・訓練等の充実化により一層の資質向上に努めているとともに、人員配置の効率的運用を図っているとのことである。	防災安全課

	要 望 事 項	回 答	所 管
総 務	(3) 厚生労働省がうたっている「心の健康づくり計画」の策定などを通じて、職場を基礎にした職員のメンタル疾患対策に本腰を入れて取り組むこと。	職員のメンタルヘルス対策として、管理監督者に対する研修と一般職員に対する研修、ストレスチェックのための職業性ストレス調査、産業医による健康相談等を引き続き行うとともに、新たに「心の健康づくり計画」を策定し、メンタルヘルス不調への対応を含めた職員の心の健康づくりに取り組むこととしている。	職員課
	(4) 火災警報器の普及を促進するため、設置の実態を把握し設置費用の助成制度を検討すること。	平成23年は、消防局と連携して、設置の呼びかけ及び自治会での説明会の開催等により普及率の向上に努めたところであり、その普及率については、県においてアンケート調査を実施したところである。(結果については集計中。)設置費用の助成については、重度障害者日常生活用具給付等事業及び高齢者火災報知機助成事業及び自主防災組織の資機材購入補助制度を継続することとしている。	防災安全課
	(5) 公契約条例の制定に向けて検討すること。	賃金等労働条件については、一自治体で解決できるものではなく、国における関係法令の整備を行うことによって解決できるものと考えており、現時点では、制定の考えはない。	入札契約課
	(6) 島根原発について住民の安全を確保するために		
	① 1号機の再稼働、2号機でのプルサーマル計画に反対し、3号機の建設中止を求めること。	島根原発の1号機の再稼働については、ストレステストや国の一次評価の状況を見守っていきたい。また、プルサーマル計画並びに3号機の建設については、島根県及び松江市が既に合意、了解されている案件であるが、中国電力に対しては今後、1号機の再稼働も含め、国の指針や原子力防災対策の見直し等を注視しながら、意見を述べていく。	防災安全課
	②立ち入り調査、事前了解などを含めた安全協定を締結するように中国電力に求め、国に対して防災協定の対象基準の見直しをするよう求めること。	安全協定については、米子市、鳥取県、境港市、及び中国電力との4者間で12月25日に締結した。今後においても、国の原子力防災対策の見直し状況等を踏まえ、内容の改訂についての協議を続けていく。国に対しては、今後も防災指針の抜本的な見直しを求めている。	防災安全課
③島根原発の原子力災害に対して、避難計画など災害対策を住民参加で策定すること。	現在、鳥取県と連携して、鳥取県版避難計画の策定に取り組んでいるところである。	防災安全課	

	要 望 事 項	回 答	所 管
総務	(6) ④全国の電力会社のなかでも原発依存度のもっとも低い中国電力。期限を切って原発ゼロをめざし、エネルギー政策の重点を再生可能な自然エネルギーへ転換するよう求めること。	原発を今後どうするかについては、中長期的なエネルギー政策と関連することであり、国において考えていただきたい。	防災安全課
	(7) 平和憲法を市政に生かすために、「非核平和宣言都市」にふさわしい取り組みを展開すること。憲法9条の改悪に反対すること。	憲法は当然遵守されるべきであるが、前文及び9条を含めた改正については、国会等の議論を見守りたい。 また、毎年、宣言文の市報への掲載、標柱の設置、広告塔への掲出を行い、小学生と保護者を対象とした「原爆のおはなしと映画の会」及び本庁舎における「原爆パネル展」を開催するなどしている。	総務管財課
企画	(1) 新型輸送機C-2の配備計画の撤回を求め、航空自衛隊美保基地の機能強化に反対すること。住民の安全を脅かす美保基地の米軍への施設提供については、日米合同委員会の決定を取り消すよう求めること。	C-2は、C-1と同様、輸送機として使用されるものであり、C-2の美保基地への配備は、航空輸送を中心とした業務を行う美保基地の位置付け・性格に変更を加えるものではないことから地元住民、市議会等の意見を聞いた上で同意したところである。なお、美保飛行場の限定使用に係る日米合同委員会の決定について取り消しを求める考えはない。	地域政策課
	(2) だんだんバス、どんぐりコロコロの充実も含めて高齢化社会に対応した公共交通機関のあり方を検討し、利用者の声を反映した地域交通体系の確立をはかっていくこと。	バス利用者の実態を見極めながら、米子市地域公共交通会議において、公共交通機関及び地域交通体系のあり方を検討したい。	地域政策課
人権政策	(1) 同和行政の継続をやめ、必要な対策は一般対策に移行し、  ①固定資産税などの減免や進学奨励金の支給など、同和地域に限った個人給付はやめること。	本市の同和行政は、同和地区の実態や市民意識を調査し、現状や課題を把握した上で、国の同和対策審議会答申の基本理念に基づきながら残された課題の早期解決を目指して適切な施策を推進している。	人権政策課
	②実態に合わなくなっている進出学習はやめること。	同和地区住民に対する心理的差別は根強く残っており、同和地区児童生徒が将来的に差別の現実と直面することが考えられるので、同和地区保護者等と連携しながら、同和地区児童生徒の進路保障及び社会的立場の自覚を深めるための支援を行っている。	人権政策課

	要 望 事 項	回 答	所 管
人権政策	(1) ③住宅資金貸付金の未納問題を国の責任も含め解決すること。	滞納者の高齢化や長引く不況の影響により、雇用状態、経済状態が悪化している世帯が増加している中、早急な滞納の解消は困難であるが、状況に応じ法的措置も視野に入れた対応を図るなど、引き続き、未償還金の解消に努めていきたい。	人権政策課
市民生活	(1) 国保の充実で健康で文化的な生活を保障するために ①当面、一般会計からの繰り入れで国保料1世帯1万円の引き下げで、払える国保料にすること。	年々医療費が増大する中、国保事業を健全で安定的に継続していくためには、医療費に見合う保険料の確保は必要であると考えており、現在の状況ではその引き下げを行う考えはない。 また、一般会計からの繰り入れについては、財政状況を勘案しながら検討することとしている。	保険年金課
	②他の自治体にはない米子市の減免規則の「就労困難」規定は、被保険者が国保料の減免を受けようとする際の障害になっています。削除すること。	国保料の減免については、国保条例、同施行規則に基づく減免の基準により実施しており、見直す考えはない。	保険年金課
	③国保に対する国庫補助をもとの45%に戻し、徴収率などによる調整交付金の制裁をやめさせ、法定減免分は100%国が負担するよう求めること。	国保制度における国の財政措置の拡充については、全国市長会を通じて国に要望しており、今後も引き続き要望していきたい。	保険年金課
	④国保料未納の実態をつかむため対面調査に力を入れ、支払い能力のない被保険者への資格証明書の発行といった制裁はおこなわないこと。受診の必要な人には無条件で保険証を交付すること。	資格証明書の交付については、法令等に基づき実施するものであり、負担と給付の公平を期し、納付相談の機会を得るためにも必要であると考えている。したがって、資格証明書を保険証に切替える際には、受診の必要性を含め、被保険者の状況をよく把握した上で判断する必要があるものと考えている。	保険年金課
	⑤国民健康保険法第44条に基づく医療費の一部負担金の減免制度について、その内容を市民に分かりやすく知らせること。とくに保険料減免世帯に対しては、個別通知すること。	国民健康保険法第44条の制度については、随時、広報紙等で周知を図っている。	保険年金課
	⑥高額療養費受領委任払い制度は、国保料滞納世帯であっても分割納付している場合は活用できるようにすること。	高額療養費受領委任払制度の利用要件である国保料の完納について、見直しをする考えはない。	保険年金課

	要 望 事 項	回 答	所 管
市民生活	(1) ⑦国保広域化計画に反対すること。	国保の広域化については、保険財政の安定化、保険料負担の公平性の観点から不可欠であると考えている。	保険年金課
	(2) 後期高齢者医療制度はお年寄りの基本的人権・生存権を脅かす過酷な制度です。 ①国に対し即刻廃止を求めること。廃止までの間、保険料の引き上げはしないこと。	現在、国において、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の検討が進められているところであり、現行制度の即刻廃止を求める考えはない。また、平成24年度以降の保険料は、医療費の見込などにより23年度中に鳥取県後期高齢者医療広域連合において、決定される予定である。	保険年金課
	②お年寄りの命にかかわる短期保険証の発行はしないこと。	短期保険証の交付については、法令等に基づき、後期高齢者医療広域連合が交付要綱を定めて行うものであるが、負担と給付の公平を期し、納付相談の機会を得るためにも必要であると考えている。	保険年金課
	③検診など本人の申し出が必要なことに関しては、丁寧な通知・案内をすること。独り暮らしであったり障害などにより本人一人では申請困難な場合は援助すること。	健診の受診券や保険証の送付の際、わかりやすい説明内容でお知らせすることに心がけるほか、必要に応じ加入者へのダイレクトメールによる案内や広報紙、ホームページによるPRに努めているところである。	保険年金課
	④従来、国保による65歳以上の検診は無料でした。後期高齢者医療においても元の無料に戻すこと。	後期高齢者医療の健康診査の自己負担額については、一定の利用者負担は必要であり、運営主体の鳥取県後期高齢者医療広域連合が、県内統一の1人当たり500円と決められたものである。 なお、74歳までの国保加入者の特定健康診査の自己負担額についても同様の金額で実施することとしている。	保険年金課
	(3) 業者婦人の権利を妨げる所得税法56条の廃止を国に求めること。	所得税法56条については、国において見直しのあり方について検討中であり、国の動向を見守りたい。	市民税課
(4) 年金支給開始年齢の引き伸ばしに反対し、最低保障年金制度の導入を国に要請すること。	将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、その在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うよう全国市長会を通じて国に要望しているところであり、現在、社会保障審議会年金部会で、受給資格の短縮を含め現行制度の改善を議論されているので、その動向を見守りたい。	保険年金課	

	要 望 事 項	回 答	所 管
環 境	(1) ゴミの減量化を図るため  ①ゴミ減量化に向けた取り組みを具体的に進めるとともに、市民参加でプラスチック類や紙類などゴミ分別の見直し、生ゴミの堆肥化、減量化を推進すること。	ごみの減量化に向けては、米子市一般廃棄物処理基本計画（平成17年度策定）及び実施計画に基づき、ごみ有料化の導入、資源ごみ回収運動の推進、生ごみ処理機購入費助成、ごみ減量事例集の配布、レジ袋削減・マイバッグ運動の推進等の事業実施のほか、ダンボール箱を使った生ごみ堆肥づくりの普及啓発を行ってごみ減量化に努めている。 今後も、廃棄物減量等推進審議会やリサイクル推進員等の既存の組織や仕組みを有効に活用し、市民と一体となってさらなる減量に努めたい。	環境政策課
	②製造、流通業者への協力を求めるとともに、製造者責任の制度化を求めていくこと。	ごみの資源化を図るための業者への対応については、リサイクルしやすい製品の開発・製造、容器包装使用量の削減、製品のリターナブル化等について全国市長会及び全国都市清掃会議から国に要望している。 なお、製造者責任については、循環型社会形成促進法及び容器包装リサイクル法をはじめとした各リサイクル法に規定されている。	環境政策課
	③ゴミ袋の無料配布対象世帯については、所得を加味した基準とすること。	ごみの有料化は、すべての住民等を対象として一定の負担を求めるものであり、所得に応じた負担とすべきものではない。 しかし、障害者などの福祉サービスの受給者には経済的負担に配慮して、乳幼児のいる世帯には子育て支援の観点から、負担軽減措置を講じている。	環境政策課
	(2) 淀江町小波地区での産廃処分場計画については情報公開を徹底し、市民の理解をえられない計画については中止するよう申し入れること。	産廃処分場計画については、事業主体と鳥取県環境管理事業センターに対して、事業計画が策定された段階において、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、関係住民に対する説明責任を十分果たすよう要請していく考えである。	環境政策課
(3) 一般廃棄物最終処分場に仮置きされている不燃残さについては、その解消策をすみやかに打ちたてること。	当該不燃物残渣は、西部広域行政管理組合と受託事業者との契約に基づき、埋立対象物として最終処分場へ搬入されたものであり、受託事業者により適正に埋立処分されるものと考えている。	環境政策課	

	要 望 事 項	回 答	所 管
下水道	(1) 下水道事業の促進にあたっては、国や県の補助率、補助対象の拡大を求めること。合併浄化槽の普及も促進すること。低い接続率の抜本的な向上対策を練り上げること。	下水道事業の補助率の引上げについては、要望する考えはないが、補助対象の拡大については、機会があるたびに国に要望している。 合併浄化槽については、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域を除く区域を補助対象区域として、普及に取り組んでいる。 接続率の向上については、下水道事業説明会、工事説明会において接続を促し、市のホームページ、市報による広報等を行うほか、公民館祭等の各種イベントにおいて相談窓口を開設し、さらに戸別訪問を繰り返すことにより接続への理解を図っている。	整備課・施設課
福祉保健	(1) ふれあいの里、老人憩の家のふろはお年寄りの健康増進を促し、生きがいとなっています。利用料を無料にすること。当面、低所得者を対象に引き下げをおこなうこと。	ふれあいの里及び老人憩の家の入浴施設については、利用者の受益の公平を図る観点から平成19年7月から有料化した。また、平成22年9月からは使用料を50円値下げし、一人一回当たり200円としている。今後もサービスの向上を図り、利用者の増加を図っていききたい。 また、低所得者に対する値下げを実施する考えはない。	長寿社会課
	(2) 市民の命と健康を守るため		
	①類似他都市と比べても少ない保健師の抜本的増員をはかること。	保健師の増員については、平成21年度に2名増員したところであり、増員の検証や仕事の仕方、業務量を勘案し、考えていきたい。	職員課
②自死(自殺)予防対策の拡充をはかり、命を救う社会システムを構築すること。	命を救う社会システムの構築について自殺の原因順に考えれば、「健康問題」では各種健診勧奨による病気の早期発見と医療体制の充実であり、「経済・生活問題」では地域経済の活性化と雇用の安定であり、「勤労問題」では労働基準法の遵守とパワハラ等の防止であると考えており、正に生活充実都市の実現にある。 具体的な自殺予防対策としては、国・県と連携し自殺予防の普及啓発事業、ゲートキーパー等人材育成事業、相談支援事業等の対策の拡充を図る。	健康対策課	

	要 望 事 項	回 答	所 管
福祉保健	(3) すべてのお年寄りが安心して介護を受けることができるようにするために		
	①生活保護水準以下の低所得者の保険料は市独自の減免をおこなうこと。財政安定化基金を取り崩して、保険料の引き上げを抑制すること。	保険料の減免については条例に基づき適正に行っており、市独自の減免を行う考えはない。財政安定化基金については、拠出した額の一部が本市に交付される予定であり、平成24年度からの第5期介護保険事業計画期間の介護保険料の抑制に充てることとしている。	長寿社会課
	②低所得者の利用料の軽減をするよう国に求めること。当面、市独自の軽減措置を実施すること。	低所得者の利用料負担については、施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額を抑制する特定入所者介護サービス費や社会福祉法人減免制度を適正に実施しており、更なる軽減策を国に要望する考えはない。また、市独自の減免措置も実施する考えはない。	長寿社会課
	③要支援1, 2のサービス切り下げにつながる総合事業を導入しないこと。	総合事業は、利用者の心身の状態に応じて生活支援サービス等を総合的に提供できる事業であり、事業の実施時期等については、事業内容や介護報酬等が明らかにされた後に検討することとしている。	長寿社会課
	④要介護認定を実態に合ったものとするため、ケアプラン担当のケアマネジャーや本人・家族の意見を反映するよう努めること。実態にあわない現行認定制度の抜本改正を国に求めること。	要介護認定については、できる限り家族等介護者の同席を求めた上で行う心身状況の聞き取り調査及び医師の意見書に基づき認定審査会で審査され、適正に認定されていると考えている。	長寿社会課
	⑤介護慰労金の支給要件を緩和し、本人非課税にまで拡大すること。また、老々介護世帯はサービス利用があっても支給できるようにすること。	介護者慰労金の支給要件の緩和については、介護者慰労金が、介護サービスを利用せず、自宅で介護しておられる方を慰労するための給付であり、非課税世帯を対象に支給していることから、「本人非課税まで拡大すること」は考えていない。また、老老介護世帯への支給については、現行の支給要件を緩和する考えはない。	長寿社会課
	⑥介護職員の報酬や待遇改善を国に求めること。	介護職員の報酬や待遇改善については、平成24年度の制度改正に向け現在国において検討されているところであり、その行方を見守りたい。	長寿社会課
⑦毎年700人前後にもものぼる待機者を解消するため、特別養護老人ホームを増設すること。	特別養護老人ホームなどの施設整備については、現在、平成24年度からの第5期介護保険事業計画の策定に向け、策定委員会の意見を参考にしながら検討しているところである。	長寿社会課	

	要 望 事 項	回 答	所 管
福祉保健	(4) 障害者(児)の社会参加を促進させるために ①障害者自立支援法の廃止を求め、当面、本人が非課税であれば利用料は無料とし、障害者や家族の負担軽減をはかること。	障害者自立支援法は廃止され、平成25年8月までに障害者総合福祉法が制定されることとなっている。 障害福祉サービスに係る利用者負担は、平成22年4月から非課税世帯については無料となっている。 障がい者(児)や家族の負担軽減については、制度に基づく軽減措置を引き続き実施していく考えである。	障がい者支援課
	②働きたいと願う障害者の雇用機会を増やすこと。	障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、障がい者雇用の啓発に努めるとともに、就労移行支援事業、就労継続支援事業等により、一般就労に向けた支援や福祉的就労の場の提供など、障がい者の就労の充実を図っている。	障がい者支援課
	③低床バス導入、車椅子2台以上固定できるバスの導入を働きかけること。	米子市交通バリアフリー基本構想に基づき、促進を働きかけている。	地域政策課
	④公共施設、道路などのバリアフリー化を促進すること。	公共施設については、新築・増改築に併せバリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき整備を行っている。また、道路などについては、米子市交通バリアフリー基本構想に基づき、計画的に実施している。	地域政策課
福祉保健	(5) よりよい保育事業とするために ①公立保育園の民営化計画は白紙・撤回すること。	公立保育所の民営化は、「多様な保育ニーズへの対応」「保育環境の改善・待機児童の解消」「地域における子育て支援」を目的とするもので、中止する考えはない。	こども未来課
	②公的責任を投げすてる子育て新システムに反対していくこと。	保育分野の制度改革については、全国市長会を通じて、財源の確保、地域の実情や利用者に応じた安定的な保育制度の実現を求めて要請しており、その動向を注視するとともに、必要な事項については全国市長会等を通じて要望していく。	こども未来課
	③公立、私立(福祉会を含む)をとわず、施設改善を含めた関係者からの要望に沿った支援をしていくこと。	保育所の施設改善等の支援については、公立、私立を問わず、関係者からの要望も参考に、財政状況等を勘案しながら検討したい。	こども未来課

	要 望 事 項	回 答	所 管
福祉保健	(5) ④同和加配はやめ、すべての園で園児に目の届く正規保育士の配置をめざすこと。	加配保育士の配置は、平成19年に策定した「米子市の今後の同和対策の方向」に基づいて家庭支援加配保育士を配置しており、取り止める考えはないが、そのあり方については他市の状況も参考に検討したい。また、正規雇用保育士の配置については、公立保育所民営化を進めていく中でその配置割合の向上を図ることとしている。	こども未来課
	(6) 学童保育の充実を図るために職員の待遇を改善し専門性を高める研修を充実すること。	非常勤職員としての年次雇用契約であり、最長10年までの延長も可能である。また、研修については専門性を高めるため定期的に実施しているところである。	こども未来課
	(7) 貧困と格差が拡大するなか、セーフティとしての生活保護行政を充実させるために  ①生活保護の申請書を窓口置き、窓口で相談者を追い返すことはやめ、申請書に基づいて保護決定の可否を決めること。	生活保護の申請受付にあたっては、面接相談員が相談内容をよく聴取し、適切に対応しており、申請の意思が確認できれば申請書を交付することとしている。 保護決定については、申請に基づいて必要な調査を実施し、保護の可否を決定している。	福祉課
	②生活保護の申請から決定までは、法律で定められた14日以内とすること。ケースワーカーの適正配置をすること。	生活保護を適正に実施するためには各種の調査が必要であるが、調査期間の短縮について努力し、速やかに保護決定を行うよう努めている。また、ケースワーカーの適正配置についても努めている。	福祉課
	③鳥取市との級地による格差を解消するため、生保世帯の夏季、年末の一時金の額を引き上げること。保護基準の引き上げを国に求めること。	夏期、年末一時金の増額は考えていない。なお、級地の改善については、国・県に要望している。保護基準の引き上げについては、国に要請する考えはない。	福祉課
	④高齢加算の復活を国に求めること。	高齢加算について、国に要請する考えはない。	福祉課
⑤経済的に困難な家庭の子どもたちの学習を支えるため、全国で始まっている「学びサポート」(無料・低額による学習支援)の取り組みなど、貧困の連鎖を断ち切る施策を推進すること。	当該施策を実施する考えはないが、生活保護受給世帯に対しては関係機関と連携をとりながら、常日頃から生活指導を含め自立にむけた指導をしている。	福祉課	

	要 望 事 項	回 答	所 管
福祉保健	(8) DV被害者に対する支援策の充実について		
	①激増する被害者に対応するため、救済民間シェルターに対する補助金を増額すること。	民間シェルターへの支援及び育成の一助とするために補助金を交付しているが、現在のところ、交付額を増額する考えはない。	こども未来課
	②DV被害者は長期にわたる保護・支援が必要で、中間施設(ステップハウス)を鳥取県西部にも設置するよう、県に要請すること。	DV被害者の支援について、米子市においては、県をはじめとする関係機関や民間支援団体との連携を図りながら、被害者の状況に応じた必要な支援を行なっている。現在のところ、県に要請する考えはない。	こども未来課
	③県と協調しながら、若者に対してDVについての啓発活動に積極的に取り組むこと。行政として民間団体への適切な支援・指導に力を入れること。	毎年、DV防止月間中には、県をはじめ関係機関とともに啓発活動に取り組んでいる。また、本市の婦人相談員がDV予防啓発ファシリテーター養成講座受講後、鳥取県DV予防啓発支援員として県に協力し、啓発活動に取り組んでいるところである。	こども未来課
経済	(1) 地域の小規模農家の営農を守り、安全な食料の確保、農業再建を図るために		
	①農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、再生産が可能な農業収入を保障する政策への農政の転換を国に求めること。	平成23年度から、水田に加えて畑作物に対象を拡大し、農産物の販売価格と生産費の差額分を交付する「農業者戸別所得補償制度」が実施されており、今後も、国において推進される農業施策については、注視しながら、引き続き農業団体等と連携して取り組んでいきたい。	農林課
	②関税などの国境措置を維持・強化し、農産物輸入の歯止めない自由化をストップすること。農業ばかりでない、雇用や経済、医療を破壊するTPP(環太平洋連携協定)参加に反対すること。	農産物の輸入等については、国において、国内農業への影響が最小限となるよう協議を進められている。 TPPへの参加については、TPP交渉参加を表明した国に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的な合意を得たうえで慎重に対応するよう全国市長会を通じて要望していきたい。	農林課・企画課
	③地産地消の運動を学校給食や地域観光などさまざまな分野に広げ、地元農畜産物の利用を拡大すること。	地元農産物をできるだけ学校給食に使用するよう努めるとともに、市のホームページで地元産の旬の食材が買えるふれあい市を紹介するなど、地産地消の広報に努めている。	農林課
	④後継者育成制度の強化・充実をはかること。	国・県の支援事業を活用しながら、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構等の関係機関との連携により、就農相談、体験研修などを行っている。また、就農時の生産基盤整備等に係る経費の助成等に引き続き取り組んでいく。	農林課

	要 望 事 項	回 答	所 管
経 済	(2) 地元中小業者の暮らしと営業を守るために  ①地元業者を育成するためという制度融資の趣旨が生かされるよう、民間団体、金融機関任せでなく米子市が主体的に制度融資にかかわりを持つこと。部分保証の見直しを国に求めること。	中小企業小口融資資金については、融資審査会に本市も参画し、適正な融資実行に努めている。 また、セーフティネット保証、小口零細企業保証、東日本大震災復興緊急保証等により、信用保証協会が100%保証を行っているとともに、中小企業小口融資資金、東日本大震災特別対策資金については、保証協会に損失補償を行うことから、部分保証の見直しを求める考えはない。	商工課
	②先例地に学び、産業振興条例の制定に向け検討をすること。	産業振興施策の実施に際しては、必要に応じて事業者、経済団体等と協議、協力、調整して行っているところであり、産業振興に関する条例を制定する考えはない。	商工課
	③住宅リフォーム助成制度の導入で、地元業者の仕事おこしをはかること。	住宅リフォーム助成制度の導入にあたっては、例えば、バリアフリーや、住宅の耐震化を進め、安全なまちづくりを図るなど、特定の行政目的を持ったものであることが重要と考えており、現時点では、その他の助成制度の創設は考えていない。	建築住宅課
建 設	(1) 交通災害から住民の生命を守るために、通学路、歩道の安全性についての実態調査をおこない、早急に安全整備をはかること。児童・生徒の通学路の安全を図るため、実態を詳しく調査し防犯灯・街路灯を設置していくこと。	通学路については、学校ごとに確認を行い、より安全な通路を設定している。 通学路や歩道等の交通安全施設については、事案ごとにその都度、現場の危険性、緊急性等を判断し、事業を実施している。 街路灯については、要望に応じて地元自治会、警察等の関係機関と現場を確認し、協議・調整のうえ対応している。 防犯灯については、街路灯で不足する部分について、自治会が調査判断して設置し、その費用について市が助成している。	教育総務課・ 維持管理課・ 防災安全課
	(2) 市民の市営住宅への入居要求にこたえることができるよう  ①市営住宅の戸数を抜本的に増やすこと。	市営住宅の戸数については、平成23年度策定中である市営住宅長寿命化計画の中で、全体の需給バランスを考慮のうえ検証することとしている。	建築住宅課
	②修繕予算を抜本的に増額し、退去した市営住宅に新たに入居できるまでの期間を短縮すること。	新たに入居できるまでの期間短縮については、退去から入居までの明渡修繕を迅速に行うよう努めている。	建築住宅課

	要 望 事 項	回 答	所 管
建 設	(2) ③中心市街地での単身用老人住宅を拡大すること。	中心市街地に関わらず、高齢者の申し込み機会を増やす目的で、60歳以上の優先入居制度を実施しており、単身でも世帯向け住宅に申し込みできることとしている。	建築住宅課
	(3) 住民の生活・環境を守るため、高層・大規模建築物の建設を規制する条例の制定を検討すること。	高層・大規模建築物の建築規制については、建築基準法により、都市計画区域において、容積率や高さ・床面積の限度などが定められており、それ以上の規制をすることは考えていない。	建築住宅課
教 育 委 員 会	(1) 教育効果が明白な少人数学級をすべての学年に導入するよう、国に働きかけていくこと。	県において、平成24年度から従前の少人数学級を拡大し、小学3～6年及び中学2・3年で35人学級を実施する方針である。国においては、平成23年度に小学1年で35人学級を実施し、今後30年度までに小中学校全学年での少人数学級を実施するよう計画している。米子市は国や県の方針を受けて実施していきたい。	学校教育課
	(2) 学校現場への「日の丸」「君が代」の押しつけはしないこと。自発性をそこなう実施状況チェックは、これからもおこなわないこと。	学習指導要領にそって指導しており、実施状況の調査を行なう予定はない。	学校教育課
	(3) いじめや授業妨害、非行、不登校などの対策に、臨床心理士など専門性を備えたスクールカウンセラーの配置をおこなうこと。当面、養護教員を各校に複数配置すること。	スクールカウンセラーや教育相談員の充実については、県とも連携を取りながら、いじめ、不登校児をなくすために引続き努力したい。また、本市では、生徒指導上の諸問題の解決を図るため、福祉分野における専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置している。 なお、養護教諭の配置については、できるだけ各学校で複数配置となるよう県に要望したい。	学校教育課
	(4) 保護者の大きな負担となっている部活動費や補助教材費の軽減をはかり、義務教育の無償化を实践すること。 無償化に逆行する学校給食申込制度の導入は撤回すること。	保護者負担については、今後も実状を把握し、軽減に努めていきたい。 学校給食申込制度については、未納対策や保護者啓発、学校負担の軽減を図るため導入することとしていたが、内容を精査し再検討を行う考えである。	学校教育課・ 学校給食課
	(5) 就学援助給付額の引き上げをおこない、対象世帯を生活保護基準の1.5倍までとすること。	就学援助の支給基準、支給単価の引き上げについては、本市の財政状況などを勘案して検討したい。	学校教育課

	要 望 事 項	回 答	所 管
教育委員会	(6) 学校給食について		
	①直営・自校方式が教育の一環としての学校給食のあるべき姿です。少なくとも現在ある小学校の単独調理校は、中学校給食実施以降も存続させること。	厳しい財政状況の中、すべての中学校において学校給食の実現を目指し検討をおこなった結果、運営体制の効率化を推進するため見直したところである。	学校給食課
	②学校給食申込制度は教育的見地に無縁のものです。義務教育無償化の流れにも逆行するもので、同制度導入の白紙・撤回をすること。	学校給食申込制度については、未納対策や保護者啓発、学校負担の軽減を図るため導入することとしていたが、内容を精査し再検討を行う考えである。	学校給食課
	③給食食材の地産地消を促進し、遺伝子組み換え食品は絶対に使用しないこと。おいしい米飯給食の回数を増やすこと。	給食食材は、できるだけ地元産を優先して使用していく考えである。 遺伝子組替え食品については、食品衛生法に基づく「遺伝子組替え」及び「遺伝子組替え不分別」表示のある食品は、学校給食では使用していない。 米飯回数は現行週3回実施している。 給食費を考慮し、バランスを考えた給食を実施するため、現状においては、この回数での実施を考えている。	学校給食課
	(7) 学校施設の抜本的改善と学校運営の充実		
①学校施設、備品、器具などの整備費や消耗品費を増額し、保護者からの負担を求めないことにすること。	必要な学校施設、備品等の整備費は、確保に努めている。	教育総務課	
②学校施設の修繕は実態に即して速やかに実施すること。年次的に洋式トイレの増設、バリアフリー化を進めること。	学校施設の修繕に関しては、緊急性等を勘案し可能な範囲で対応している。洋式トイレの増設、バリアフリー化については、校舎のリニューアル化(大規模改修事業)時に、学校と協議のうえ対応したい。ただし、障がい者等の対応で緊急に改修が必要となった場合には、その都度対応している。	教育総務課	
(8) 地域住民のための活動を保障するため、公民館職員の土曜、日曜の配置をおこなうとともに、勤務実態に合わせた労働条件の整備をおこなうこと。サービス残業は根絶すること。	公民館事業等がある土曜日、日曜日には、公民館職員が勤務している。 また、時間外勤務しないよう、労働条件等について柔軟な対応を図っている。	生涯学習課	
(9) 教育予算の抜本的増額を国に要求し、市の教育予算を増やして教育行政の充実をはかること。	教育予算については、財政状況を踏まえ、真に緊急性のあるものについては、国に要望していきたい。	教育総務課	

		要 望 事 項	回 答	所 管
水道	(1)	安全でおいしい水の供給を将来にわたって保障するために、日野川流域の市町村と連携し、水道水源条例を制定するよう働きかけること。	地下水保全条例については、鳥取県が、平成24年4月の条例制定に向け取組みを進めている。 本市の水資源の保全についても、県条例の制定に積極的に関与することにより、県西部の広域的な水資源保護が図られるよう努めたい。	水道局計画課